

松山市農業委員会事務局障がい者活躍推進計画（第2期）の実施状況の公表について

松山市農業委員会事務局

松山市農業委員会事務局障がい者活躍推進計画（第2期）の令和7年度の実施状況について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3第6項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

※「障害」・「障がい」という表記について

法令等の用語や制度の名称で漢字表記が使用されている場合は「障害」と表記し、人や人の状況を表す単語や用語は「障がい」と表記しています。

記

1 採用に関する目標

障がい者である職員は在職していません。

2 取組内容について

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

ア 令和7年4月1日に松山市農業委員会事務局次長を障害者雇用推進者に選任しました。

イ 令和7年5月30日に令和6年度の松山市農業委員会事務局障がい者活躍推進計画の実施状況を松山市ホームページで公表しました。

(2) その他

令和7年度松山市の障害者就労施設等からの物品等の調達を円滑にするための方針での調達の目標及び令和7年度の調達の実績は以下のとおりです。

区分	目標	実績
物品	2,500,000円	3,734,374円
役務	18,000,000円	17,557,669円

備考 上記の金額は、松山市全体の調達の目標及び実績です。

3 取組内容の実施状況に対する点検結果について

令和7年度は、障がい者である職員が在職していないことから、特段の取組を行っていませんが、在職することとなった場合は、松山市農業委員会事務局障がい者活躍推進計画（第2期）に定める取組内容を確実に実施し、職員の障がいに関する理解の促進を図るとともに、障がい者である職員の活躍の推進に努めます。